

井伏鱒二「レンゲ草の実」論

——「現代かなづかい」への抗い——

塩野加織

一、はじめに

一九四六年一月、日本の敗戦から一年を過ぎたこの時期に、日本語表記に関する新しいルールが制度化される。「現代かなづかい」と「当用漢字表」を柱とするこの表記法は、やがて様々な活字メディアの紙面にも反映されるようになり、人々が普段目にする活字の仮名遣いや漢字表記は、この時期を境にして大きく変化することになった。これから取り上げる井伏鱒二の「レンゲ草の実」は、日本語表記の転換期ともいうべき当時において、当の表記制度それ自体を題材にして描かれたものである。

「近頃改正された仮名づかひ」による村の騒動を綴った本作は、一九四七年一〇月、すなわち、新表記制度の施行からまもなく一年になろうとする時期に発表された。当時は、新表記法の普及度調査が実施される傍ら、作家の積極的な使用が切望されており、とりわ

け新聞紙上では新制度に対する作家各人の賛否を集めた企画や、作家たちに新表記の使用を直接呼びかける記事が度々登場している。それはすなわち、作家による反発が多かったことの裏書きなのだが、実際に、ある作家は新表記を採用する媒体への原稿執筆を拒否し、またある作家は主宰する同人誌上で新表記反対の論陣を張るなどしていた⁽¹⁾。一九四六年の制度施行以来、新表記法の影響は文学作品及びその書き手たちへと確実に及んでいたのである。井伏の「レンゲ草の実」もまた、こうしたさなかに執筆され、活字化されたもの⁽²⁾に他ならない。表立って賛否の姿勢を表明したり、議論に加わったりすることのなかった井伏が、この時期に、渦中の表記法を取り上げて描いたその企図とは果たして何だったのか。本論では、この点を明らかにするべく、作中に設定された「新仮名づかひ」の描写特徴を読み解いていく。実在の「現代かなづかい」を下敷きとしたそれは、物語中で「部落内の悶着ごと」の起点となっており、テキスト全体を統御する働きを持っている。したがって、本文に描かれた「新

仮名づかひ」の機能と構造は、著者が創作を通じて試みた、当時の表記論議への参入の仕方を指し示すものとなるだろう。しかもそれは、この時期の表記をめぐる文学と活字メディアのありようを検討する際にも、興味深い事例となるにちがいない。

そしてここで注意したいのが、日本語表記の過渡期にあたるこの時期が、他方で、井伏鱒二という作家にとっては戦後の創作活動を始動させる時期に相当することである。井伏にとって、一九四五年から四七年にかけての約三年間は、発表作の数において寡作の時期にあたる。井伏自身は「敗戦の年」に「一年あまり原稿を書かなかつた」と述べているが、現在確認できる戦後第一作目の発表は四六年一月であり、その後も四七年末頃までは、著作を少しずつ発表する期間が続く。⁽⁴⁾すなわち、「レンゲ草の実」を含み込むこの時期は、敗戦前後の休筆を経て、井伏の創作活動が再開・展開していく重要な始動期と位置づけてみる事ができる。

こうした著者の活動時期を考慮に入れてみれば、本作の「新仮名づかひ」をめぐる物語が、「田舎」の「部落」を舞台として成立していることを見過ごすわけにはいかない。なぜなら、戦後の井伏作品の舞台には、地方の農村が高い頻度で選ばれており、そこには著者の持続的な方法意識が窺われるからである。本論では、作中の「新仮名づかひ」の描写特徴を踏まえうえで、さらにそれが「地方」の「部落」を舞台に描かれることの相関性を、著者である井伏の表現様式の観点から分析する。「新しい表記法」と「地方」という一

見交わりのないように見えるものが、「レンゲ草の実」において描かれるとき、それらはどのような像を結びうるのか——これを、本文の中から読み取ってみよう。

「レンゲ草の実」は、原稿用紙に換算すればわずか一〇枚にも満たない文章であり、井伏鱒二の著作群においても全く目立つことのない文章通りの小品である。しかし、いま挙げた観点から読み直すとき、それは井伏の戦後初期作品の特質を照らし出す著作となるだろう。

二、「レンゲ草の実」と「現代かなづかい」

「レンゲ草の実」は、視点人物である「私」を通して、ある村の騒動を見聞録風に綴ったものである。物語は、「私」が田舎に住む友人からの手紙で釣りに誘われる場面から始まる。「私」は誘いに応じて友人宅を訪問するのだが、当の友人は自宅で開かれていた「部落の相談会」に出席中だったため、それが終わるまで隣室で待機することになる。以下作中では、「私」のいる部屋へ「手にとるやうに」きこえてくる隣室での「相談会」の様相が示されていく。

この日の「相談会」は、最近起きた「部落内の悶着ごと」の事後処理を目的に開かれたもので、その「悶着ごと」というのは次のような内容だった。友人の住む部落では例年、村の共同事業としてレンゲ草の種を栽培収穫し、遠近の村へ販売していた。これに伴い村

人たちは自前で新聞広告やポスターを用意し宣伝活動を行なうのが、今年の販促用に準備した広告文案を、村の青年・野口が無断で「新仮名づかひ」に書き換えて発注する。するとその結果、当初印刷されるはずだった文案「農村の皆さん待望のレンゲ草の種子、つひに出づ」が、新仮名で「農村の皆さん待望のレンゲ草の種子、つひに出ず」と掲載されたために、「注文が激減し」赤字に陥ってしまった。この対応策をめぐって今回の会合が催されたのだった。本文には、「私」が聞き取ったこの会合出席者たちの会話が示されていき、結局解決をみないまま、「私」の感想とともに文章は結ばれる。

以上の梗概から明かすに、物語は「近頃改正された新仮名づかひ」を軸にして展開する。この「新仮名づかひ」というのは、一九四六年に施行され、戦後初の表記制度改革となった「現代かなづかい」のことを指している。注目したいのは、作中にある「つひに出づ」から「つひに出ず」への誤った書き換えが、実在する「現代かなづかい」の一つの細則を踏まえて描かれた点である。「レンゲ草の実」に登場するこの「づ・ず」の表記法は、実在の「現代かなづかい」の特色の一つでもあり、また一方で、その複雑さから非難を浴びた規則でもあったのだ。そこでまずは、「近頃改正された」現実の新制度について概略を確認しておきたい。

「現代かなづかい」が内閣訓令・告示されたのは、「レンゲ草の実」発表の前年にあたる一九四六年一月一六日のことである。この表記法の主な改定点は、表音式を採用したところにあった。原則とし

て現代語の発音に即すことを定めた「現代かなづかい」は、従来のいわゆる歴史的仮名遣いが「はなはだ複雑であつて、使用上の困難が大きい」ためにそれを改善し、「国民の生活能率をあげ、文化水準を高める」ことをねらいとしていた。⁽⁵⁾同日併せて告示された「当用漢字表」にもこれと同様の趣旨が掲げられており、この二つの新表記法によって、日本の言語表記の簡易化が明文化されたのだった。

こうして表音式を定めた「現代かなづかい」ではあったが、必要に応じていくつかの特殊用法や例外なども設けていた。その代表的なものが、いわゆる四つ仮名と呼ばれる「ぢ・じ・づ・ず」の四種の仮名遣いに関する細則である。新制度は、従来書き分けられてきた「ぢ・じ」「づ・ず」の四種を、原則「じ・ず」に統一することを定めた。しかし細則では、「二語の連合によって生じたぢ、づ」や「同音の連呼によって生じたぢ、づ」に限り、もとの表記を活かすように定められた。加えて、細則末尾の注記欄では、「ヂ・ジ」「ヅ・ズ」をいい分けている地方に限り、これを書き分けてもさしつかえない。⁽⁷⁾との適用除外も設けるなど、四つ仮名の表記規則はかなり複雑な構成になっていた。

このため、「現代かなづかい」の賛否や適否を論じる場では、四つ仮名の使用法はしばしば問題視され、話題に上ることも多かった。それはすでに施行前から、「徹底化を欠くもの」「やがて次の改革の問題となる」等と危惧されており、また施行後には、「ず」と「づ」「ぢ」と「じ」両方とも存在させながらどつちかを使へと云ふのなら、

昔と格別かはらない」「統一のない甚だ頭の悪い仮名づかひ法」⁽⁹⁾との声もあった。さらに、施行一年後には文部省によって新仮名遣いの使用状況調査が実施されたのだが、その結果を報じる記事には、

「こまる『ず』と『づ』という見出しで、『づ』と『ず』、『じ』と『ぢ』の使いわけには一番困っている」とある。⁽¹⁰⁾つまり、四つ仮名の表記法は施行以来、「現代かなづかい」の難点とみなされていたのである。むしろそれは、「レンゲ草の実」が発表された一九四七年一〇月当時においても同様であった。「レンゲ草の実」を掲載した『サンデー毎日』では、高田保が、四つ仮名を揶揄する次のような寸評を記している。⁽¹¹⁾

現代仮名づかい（地震と自信）

ちかくジシンがあることにジシンのあるのはA博士であり、いまのところジシンはないということにジシンのないのはB博士である
われわれはどちらのジシンに従うべきであろうか？

高田のこの寸評を傍に置いてみれば、四つ仮名による騒動を描いた「レンゲ草の実」もまた、新表記を揶揄したテキストとみなすことは容易い。しかし注意すべきは、本作がただ単に制度上の矛盾点や複雑さをあげつらうことに終止してはいない点である。たとえば本文に登場する、広告文を新仮名に書きかえた青年・野口は、別の

村人から次のように形容される。

「……野口二郎は戦時中には新体制をとなへると云ひ出してから、それから翼賛主義をとなへだして、儂らが山の木を売らないうので非国民だ売国奴だと云つてまはつたものだ。それが今度、敗戦後はもう何とか党の左派だと自分で云つてをる。」

このように節操無く変節を繰り返す人物の手によって「勝手に」導入されたのが「新仮名づかひ」なのである。つまりこの本文は、新表記法にあえてイデオロギーの浅薄さを付与して描いており、胡散臭いまいものの人物が使う制度として意味づけていることがわかる。そしてそれは、実際の「現代かなづかい」が含み持つ次のような一面を確実に捉えてもいる。

当時、「現代かなづかい」と「当用漢字表」は、その制定日が日本国憲法の公布後まもなくだったこともあって、「民主主義の力の、一つの悦ばしい現われ」⁽¹²⁾などと言われ、戦後の新生日本をしるしづける施策とみなされていた。しかし、当の改革内容自体は、全くの新生というわけではない。なぜなら、表音式の仮名遣いも漢字数の節減も、明治期以降繰り返し議論され、部分的には導入されたこともある事案だからである。とりわけ仮名遣いに関して言えば、新表記制定のわずか数年前までは、同じ簡易化の方策が植民地の言語政策として推進されていた。この点について安田敏朗は、戦後「現代

かなづかい」を主導した国語審議会委員の顔ぶれが、戦時中とほとんど重複している事実を踏まえながら、この表記改革が「民主化云々にかかわりなく」、戦中に「中断していた事業」を「再開」したにすぎないと述べている。⁽¹³⁾しかも、戦後の新制度が掲げた簡便性の重視は、当時GHQやアメリカ教育使節団の提言した「効率性」を重んじる戦後施策と親和性が高かったために、首尾よく制度化に至ったのだと安田は指摘する。戦後初と言われた表記改革は、戦後改革の重要な施策である一方で、それは明治から続く国語国字問題の持ち越しだったのである。

新表記法は、かつての植民地政策の要素を含むにも関わらず、敗戦後には新たな名目で——安田の言葉を借りれば「新時代」とか「民主化」といったことばに後押しされて、いわばムードとして⁽¹⁴⁾——成立していた。「レンゲ草の実」は、新制度のこうした政治的欺瞞を、登場人物の造形に描き込んでいたのである。しかも作中では、本来「国民の生活能率を上げ」る目的で制定されたはずの新表記が、逆に村の経済損失を招く悪因として設定されており、物語の構造においても新制度は鋭く諷刺される。ここに至っては、作者井伏の批判的姿勢は明らかだろう。井伏は、新表記制度の実用上の難点のみならずその政治的背景を明視化させた上で、そこに痛烈な非難を差し向けていたのである。

三、「相談会」の出席者たち

作中における「新仮名づかひ」の特徴は、登場人物たちの共通点からも導き出すことができる。しかもそれは、新表記法に対する著者の批判的眼差しをさらに具体化して提示するものである。

本文の中で大半を占めるのは、「私」が襖越しに聞き取った村人たちの会話内容なのだが、それは直接話法を用いて示される。「相談会」の出席者たちは、「注文が激減してポスターの製作費さへも出せないことになってしまった」現状について意見を交わすが、広告を書き換えた当の本人が行方不明のため、議論は責任者探しへと展開していく。本文ではまず、「内田屋の隠居」が次のように発言する。

「いつたい広告とは、何のためにするものかといふことをよく考へてもらひたい。考査の答案とは違ふ。農村の皆さん、と丁寧な言葉をつかふのも、レンゲ草の実を買ってもらふためだ。儂らは新仮名づかひで書いた広告を見ると、その品物を買ふ気がしなくなる。よしんば、どんなにか買ひたいニウム鍋の広告がでてつても、安いなあと思つても、どうしても買ふ気が起らぬ。儂らは、あれはきらひだ。」

彼は一貫して、言葉の正否ではなく成否をこそ重んじるべきである、と主張する。広告文が「考査の答案」と大きく異なるのも、それが表記の正否ではなく成否（すなわち、「買つてもらふ」こと）を目的とするためである。ここでの主張は広告表記のあり方を述べたものではあるのだが、なにより、このとき彼が使う言葉遣い自体が、言葉の成否に即して選び取られていることを決して見逃してはならない。まず彼は、自分の意見を述べる際には必ず「儂ら」という複数形の一人称を意識的に用いる。「儂らは（…）買ふ気がしなくなる」「儂らは、あれはきらひだ」の他にも、「儂らは（…）売らない」「儂らはさう思つてをる」という具合に、自分の意見があたかも村の大勢であるかのように、自らの発言に数的優位性を幾重にもまもわせて語っていく。隣室の「私」にも「強硬な口をきいてゐた」と思わせるほどに、彼はこれらの言葉遣いを駆使して、出席者の一人に責任を押し付けようとするのである。

同様にして、このとき責任追及を受ける側の人物もまた、巧みな弁舌で応酬する。その人物は、野口二郎へ広告を預けた責任を問われると、「皆さん御存知のことですが、「いや待てと皆さんが申されるのは当然のことです」「皆さん、やきもきしておいでになる」と、過剰なまでに「皆さん」という呼称を繰り返している。これは、先に「内田屋の隠居」が述べた「農村の皆さん、と丁寧な言葉をつかふ」（傍点引用者）のは「レンゲ草の実を買つてもらふためだ」という方法を早速実践してみせるかのようである。

その上で彼は、「私に責任を持てと申されるなら、私は家も屋敷も売つて責任を持ちませう。しかし、それではいよいよさうしろと申される人がありますか。あるわけがない。」「では、私が責任を持ちませうか。さう申せば、いや待てと皆さんが申されるのは当然のことです。」のように反語と断定を交互に組み合わせながら、「皆さん」を自身への批判者ではなく擁護者の位置へと巧みに誘導していく。そして最後には、周囲を「無言の状態」にして反論を封じることには奏功するのである。彼らはいずれも、各々が自らの主張を通すための効果的な言葉づかいを心得ており、それを実践しながら議論する点で共通する。作中には、村人たちが様々な語り口を巧みに駆使する様子が描き込まれていたのである。

こうした特徴は、会話部分の記述のみならず、本文全体を貫くものでもある。それを象徴するのが、タイトルにもある「レンゲ草の実」という表現である。作中では同一の指示対象であっても、「レンゲ草の実」と「レンゲ草の種子」の二種類が使用される。まず、この部落を訪ねた「私」は、「種子」という表現のみを使用する。一方の村人たちは、「遠近の農村」に向けた販売広告には「種子」という表現を用いるのに対して、部落内の会話には「実」を使う。ここでも「買つてもらふため」を第一義とする彼らの姿勢はその言葉遣いにおいて一貫している。つまり「レンゲ草の実」をタイトルとするこの物語から浮き彫りになるのは、表現を選り分ける村人たちの存在であり、それは、目的の成否を賭けて言葉を組み立て

ていく人々なのである。

これらを踏まえた上で、実在の「現代かなづかい」が定めた四つ仮名の細則をいま一度思い起こしてみたい。先述のとおり、四つ仮名の表記規則には、一つの注記が設けられていた。それは、「ヂ・ジ」「ヅ・ズ」をいい分けている地方に限り、これを書き分けてもさしつかえない」というものである。当時はこの部分が、「地方」への配慮として好意的に受け止められており、新しい表記法は、この注記を加えることで、「いい分けている地方」を許容する態度を表明していたのである。

しかし、「レンゲ草の実」を以上のように読んだ上でこの注記を見れば、「地方」への配慮らしき一節が、その実、「地方」を表記の単位とみなしている点に違和感を覚えずにはいられない。なぜならそこには、表記統一すべき自明の単位として「地方」を捉える眼差しが透けて見えるからである。「レンゲ草の実」の物語には、「田舎」の「部落」は登場しても、表記の統一が可能な「地方」はおよそ存在しない。それどころか、登場人物たちは各自銘々に——より正確には、意図がその都度異なる文脈と状況の数だけ——書き分けたり言い分けたりを繰り返している。作中に「地方」を読み取るとするならば、それは表記の統一が可能な単位としてではなく、人々が互いに言葉を選び分ける様子にこそ見出すことができるのだ。したがって、「新仮名づかひ」が登場するこのテキストがすぐれて批評的なのは、新制度の瑕疵を批判的に描いたからではなく、制度に伏

在する統一単位としての「地方」観と鋭く切り結ぶからなのである。

四、改稿された末尾——「新仮名づかひ」は浸潤する

ところで、本作の初出本文と、この後単行本に収録された本文とを比較してみると、一か所だけ際立った異同が確認できる。それは結末部分の改稿で、初出の末尾に相当する記述が、単行本収録の際に削除されたのだった。⁽¹⁶⁾ 実はこの削除された末尾にこそ、著者が「レンゲ草の実」の中で描こうとした「新仮名づかひ」の企図を読み取ることができるのである。⁽¹⁷⁾

削除される以前の初出本文には、結びの直前に、以下のようなパーレン付きの文章が存在していた。

（尤も、私のこの雑文も、新聞社が印刷にまはす前に、新仮名づかひに訂正するだらう。なさけないことだと考へるが、どうもこれも止むを得ない。時の流れである。）

ちなみに確認のために言っておくと、初出の表記は旧仮名遣いである。すなわち、実際の初出本文は旧仮名で印刷されているにも関わらず、その本文には「印刷にまはす前に、新仮名づかひに訂正するだらう」という一節が明記されたのだった。文の意味内容と現実の表記とが矛盾するために、意味が通りにくく、ちぐはぐな印象を

与える箇所である。改稿で削除されたのはこのためだったのだろうか。この末尾部分をさらに詳しく検討するためにも、まずは、初出掲載誌『サンデー毎日』の当時の表記方針について確認しておきたい。

新表記制度が施行された一九四六年一月以降、これをいち早く紙面に採り入れたのが新聞各社であった。たとえば朝日新聞は、制度の施行から一週間を経ずして「現代かなづかい」を導入しおり、毎日新聞でも翌月の一月には全紙面を新仮名遣いに刷新している⁽¹⁸⁾。

表記の簡易化は、印刷工程上の手間を軽減する側面があったため、実利も手伝って新聞各社が迅速に導入したと推測されるが、いずれにせよ、新表記は新聞という強力な広報媒体を得て、翌年になると多くの活字紙面に新仮名遣いが採用される。このため、雑誌のなかでも新聞社系のものは、新表記を積極的に導入する傾向があった。「レンゲ草の実」を掲載した『サンデー毎日』もまた、そうした雑誌の一つに他ならない。

新制度施行の翌月二月五日号の『サンデー毎日』には、「おことわり」と題して、「本誌でも、こんどから「新かなづかい」と「常用漢字」を使うことになりました(…)正月号あたりからすつかり改めることができると思います」との告知がある。そして実際に、翌年一月からの本文記事には、新仮名表記が採用された。これ以降に掲載された文芸作品でも同様である。たとえば、ちょうどこの時期『サンデー毎日』に著作を発表した徳川夢声は、別の場で新仮名

遣いは「大変な間違いです⁽²⁰⁾」と強く抗議していたのだが、ここでの彼の著作は新仮名表記である⁽²¹⁾。つまり、『サンデー毎日』は一九四七年一月より文芸作品を含む全紙面を対象に新仮名表記を導入しており、「レンゲ草の実」が掲載される同年一月時点では、すでに周知の方針だったと考えられる。ちなみに、井伏鱒二は終生旧仮名を用いて原稿執筆したのだが、新制度の施行以降は、掲載側の表記方針によって自作が新仮名で印刷されることが少なくなかった⁽²²⁾。そのうちの多くが新聞社系の媒体であったことから、当時の井伏が、『サンデー毎日』の表記方針を把握していた可能性は高いのである。

しかしながら、『サンデー毎日』に掲載された「レンゲ草の実」は旧仮名表記だった。しかも当該号中、井伏の記事だけである。果たして、著者自身が申し入れたのだろうか。あるいは逆に、編集部側が、作中末尾にある「新仮名づかひに訂正する」のは「なさけないことだと考へる」という記述を、著者による要請だと解釈して旧仮名印刷の措置をとったのだろうか。残念ながら現時点では詳細が不明であるため、その理由については、これ以上の憶測は慎まなければならぬ。ただし事実として言えるのは、掲載誌本位で統一されたはずの表記が、「レンゲ草の実」本文記事には反映されておらず、結果として雑誌紙面の中に不調和が生じていたことである。そして本作の末尾は、これ以降改稿されたのだった。

むろん本論では、削除の理由それ自体を確定することが目的ではない。ここでもなにより重要なのは、削除部分を通して、もう一度「レ

「レンゲ草の実」を読み解くことである。初出「レンゲ草の実」には、そもそもなぜこの一節が用意されなければならなかったのか。そして、この一節の有無が作中全体においてどのような機能を果たし得るのか。これらを説明するべく、初出發表当時の本文に即して、いま一度、物語を読み直してみよう。

初出末尾の一節は、それがパーレンで括られていることからわかるように、テキストにおいてきわめて異質な存在といえる。それは、物語の時間構造の中へ明らかな亀裂を生み出すのである。本文では、冒頭と結末に現在時を語る「私」の語りが配置されており、その間に挟まれるようにして、友人宅での「私」の体験談が挿入されている。このため、「レンゲ草の実」の読者は、「部落の会合」が進行する時間と、「私」がそれを語っている現在という二つの時間を辿りながら、新仮名にまつわる村の騒動記を読み進めることになる。だが結末で、(尤も、私のこの雑文も…)という一節に読み至るとき、この構造は変質せざるを得ない。なぜなら、それまで村の騒動記を第三者的に語ってきた「私」が突然、「この雑文」の書き手として出現し、「新聞社が印刷にまはす前に、新仮名づかひに訂正する」ことを苦慮する様を語り始めるからだ。

これに加えて、「私のこの雑文」「新聞社」「印刷にまはす」「新仮名づかひに訂正する」などの表現はいずれも、書く行為と読む行為のそれぞれを強く前景化させる。とりわけ、「私のこの雑文も、新聞社が(…)新仮名づかひに訂正するだらう」という部分は、「私」

が実は旧仮名で書いているというメタメッセージでもある。読者の意識はこのとき否応なく、紙面上の活字表記それ自体へと引き寄せられることになる。それまでは物語の一部に過ぎなかった「新仮名づかひ」の影響が、村の騒動という閉じられた空間を飛び越え、活字を読むという行為にまで及んで来ることに、読者はここで気づかされるのである。作中にある「近頃改正された新仮名づかひ」は、田舎の部落のみならず、書き手の「私」に対しても、あるいはまたそれを読んでいる読者に対しても押し寄せてくるような波及力を持って描かれていたのである。つまりこの一節は、読者に対して、活字表記を別の新たな審級において読むことを要求する一文に他ならない。換言すれば、それは読者のまなざしを物語内容から活字誌面へと移動を強いる場面なのであり、物語の変質を引き起こすための仕掛けだといえる。初出に用意されたこの結末は、最後に読者自身を現実の仮名遣いに直面させる機能を担っていたのである。

この点から判断するなら、初出本文は、新仮名表記で印刷されてこそ効果を発揮するテキストだったようにも思われる。作中の「新仮名づかひ」は、はじめは物語内部にあるのだが、結末に至ると読者の眼前へせり出してくるように設定されている。このため、本文が新仮名表記の方が、そこにない旧仮名の存在を鮮やかに浮上させる効果があり、読者の認識を揺さぶる力も一層強くなるからだ。表記の真相はともかくとして、この初出本文に描かれた「新仮名づかひ」は、物語を読む者に対して表記への自覚を促し、その人為性を

明視化させる装置だったのである。

本作が発表されたのは、掲載誌の『サンデー毎日』を始めとする多くの紙面に新表記が採用され、統一されていく時期にあたる。一つの書き物が活字によって享受されていくシステムにおいて、文字表記そのものは一旦確立されてしまうとあたかも無色透明な伝達手段のようになる。眼前の表記が様々な取捨と選択を経たうえで存在している事実は、自ずと後退するのである。その結果、表記が本来持っているはずの媒介性は問われなままに、活字紙面は、新表記の正統性を請け合うことになる。「レンゲ草の実」が可視化させるのは、こうして新表記を自明視していく活字紙面のありようであり、それに馴らされていく読者であったといえる。すなわち、新たな表記で紙面を統一することは、新制度の政治的背景や欺瞞性を覆い隠し、透明性を作り出す行為でもあることを、このテキストは描き出していたのだ。

そしてこのように読み解いていくと、作中の「新仮名づかひ」が、前節でみた「地方」の描かれ方とも連関していることに改めて気づかされる。本作の舞台である「田舎の部落」は、表記の統一単位としての「地方」とは逆行するような、一見して不揃いで動的な場として描かれていた。「地方」をめぐるこうした表象は、作中の「新仮名づかひ」が表記の媒介性を強調する構造と明らかに相同する。両者はいずれも、一元的な「地方」／一面的な表記に対して抗うように描かれる点で通底していたのだ。テキストは、この「新仮名づ

かひ」と「地方」の表象を通して、新表記法を取り巻く当時の状況を鋭く問うていたのである。

五、おわりに

一九四六年の表記改革は、当時の書き手と読み手の双方において、戦後を特徴づける新たな体験であった。それは、施行当初から盛んに報道され注目を集めており、作家たちも様々な反応を見せている。たとえば、新聞各社による速やかな新仮名導入を「一種の独裁的暴力である」として、「我々は言語の世界における一種の思想的内乱の状態にゐる」と断じた亀井勝一郎をはじめ⁽²³⁾、新表記制度に対する作家たちの反発は、当時のいたるところに認めることができる。しかしその扱われ方は、内容よりも反発それ自体として概括される傾向にあったようだ。ある新聞関係者は、作家たちによる反発が「大部分は感情論」で「自己本位の考え方が多い」とみなした上で、「反対するばかりでなくそれにかわるべき建設論を述べよ」と反駁していた⁽²⁴⁾。とくに新表記を推進した新聞メディアでは、こうした画一的な議論へと収斂されていく様子が見て取れる⁽²⁵⁾。

翻って「レンゲ草の実」を見れば、作中の「新仮名づかひ」は、その政治的欺瞞性を露わにしつつ物語を構造化し、読者に対して文字表記の媒介性を強調するという機能を持つ。また、舞台装置としての「田舎の部落」には、表記や言葉遣いを巧みに選り分けようと

する村人ばかりが登場し、作中の「地方」は表記統一の不可能な空間として表象される。このテキストは、当時、賛否のみを喧伝する報道や議論には決してなし得ない方法によって、すなわち、「地方」を問い返し、表記の媒介性を浮上させる物語を提示することで、新表記法を批評的に描き出していたのである。

そしてこのように本作の特徴を見てくると、井伏鱒二が戦後の文学活動において「地方」を盛んに描き続けた事実は、改めて注視する必要がある。「レンゲ草の実」にあるような「地方」の農村部落は、井伏の敗戦後最初期の著作である「病人の枕もと」(初出『オール読物』、一九四六年一月)に始まって、その後も頻繁に描かれていく。

この傾向は、かつて相原和邦が指摘したように、井伏の実生活における疎開体験が一因であることには疑いがいない。⁽²⁶⁾ただし、井伏作品における「地方」は、疎開生活から材を得た程度をはるかに超えて持続し、また展開していく強度を持つこともまた確かである。たとえば「病人の枕もと」では、復員者を見舞う場で、同じ部落内の者同士がある目的から「第三者のあるときには、二人は互いに第三者を介して話の用を足す」という「おきまり」で「風変りな用談の方式」で会話をする点は、「レンゲ草の実」の村人たちの会話特徴と酷似する。また、井伏自身をあえて想起させるような「広島県に疎開してゐる中年作家」が登場する「契約書」(初出『芸芸春秋』、一九四六年二月)には、八月一五日に起きた部落の採め事の内容が、「座敷へ筒ぬけにきこえて来た」様子が描かれており、この設定と

手法は「レンゲ草の実」と全く同一である。他にも、戦後作で評価されることの多い「追剥の話」(初出『素直』、一九四六年七月)、「橋本屋」(初出『世界』、一九四六年一月)、「当村大字霞ヶ森」(初出『中央公論』、一九四六年十一月)、「山峡風物誌」(初出『改造』、一九四八年三月)等ではいずれも、敗戦前後の世情が農村集落(及びそこで起こる様々な「悶着ごと」)を介して描かれる点で、本作との重要な共通項を見出すことができる。

「レンゲ草の実」には、当時の表記論議に対する井伏の明確な批評意識を読み取ることができるが、それは同時に、この時期の著者が志向していた表現の様式を明示してもいるのだ。日本語の表記が変化を遂げつつある時期に、この作家は表記の渾沌と、仮構した「地方」とを縫り合わせながら物語を構築する。このことは、井伏作品に描かれる「地方」と「言語」が表現上密接な相関関係にあることを指し示す証左といえるだろう。したがって今後の課題としては、ここで挙げた他の戦後作品を対象として、井伏の「地方」表象のありようをさらに詳しく検証していきたい。

注

(1) 新表記制度をめぐる当時の作家たちの反応や文学作品への具体的な影響については、拙論「活字が刻む記憶——〈戦後初〉の表記制度改革と文学者——」(『記憶の痕跡——WIJLC報告——』早稲田大学国際日本文学・文化研究所、二〇二一年九月)において一部考察した。

(2) 初出は『サンデー毎日』(一九四七年一〇月二六日)で、翌年の『詩と

- 随筆（河出書房、一九四八年五月）に収録された。
- (3) 『佐助』後記（鎌倉文庫、一九四六年二月）。
- (4) 敗戦後に最初に活字化されたのは「病人の枕もと」（『オール読物』、一九四六年一月）とされる。いま試みに、著作の数だけを単純に比較してみても、この三年間に発表した著作の合計は、翌年一九四八年の一年間に発表した数の半数に満たない（『井伏鱒二全集別巻二（筑摩書房、二〇〇〇年三月） ほか参照』）。
- (5) 『官報号外 昭和二十一年十一月十六日』、内閣訓令第八号より。
- (6) 「当用漢字表」は、「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会」において、日常生活に使用する漢字の範囲を定めた表で、全一八五〇字からなる。同表を定めた訓令第七号によれば、「従来、わが国において用いられる漢字は、その数をはなはだ多く、その用いかけたも複雑であるために、教育上また社会生活上、多くの不便があつた。これを制限することは、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが少くない」とあり、「現代かなづかい」の訓令と趣旨の内容になっている。なお、「現代かなづかい」および「当用漢字表」の内容は、施行前の審議会答申時点から、新聞各紙が度々報道し詳細な解説も行なっていた（『新かなづかい書き方は発音通りに 漢字整理と一緒に明春から』（『朝日新聞』、一九四六年九月二四日、第二面）、「かなづかい」を発音一本にする（『民報』、一九四六年九月二四日、第一面）、「当用漢字の決定版」（『毎日新聞』、一九四六年十一月七日、第一面） ほか参照）。
- (7) 「ヂ・ジ」「ヅ・ズ」の他に「クワ・カ」「グワ・ガ」もその対象とされた（前掲『官報』）。
- (8) 楓井金之助「新かなづかい」と「漢字表」（上）（『日本新聞報』、一九四六年十一月四日、第三面）。
- (9) 中河与一「作家と漢字かなづかい」（『時事新報』、一九四七年八月二四日、第二面）。
- (10) 『朝日新聞』、一九四八年五月一九日、第二面。この調査は「現代かなづかい」の筆記能力を測る目的で実施され、書き取り式の設問方法で行なわれたという。記事によればその結果は、全体正答率が七〇パーセントで「現代かなづかい」はまず一通りの成功をおさめたものと見ているが、その一方で四つ仮名においては「正答二一％」と低く、「混乱が多い」と報じている。
- (11) 高田保「現代仮名づかい（地震と自信）」（『サンデー毎日』、一九四七年一〇月二二日）。
- (12) コバヤシヒデオ「かなづかい 批判」（『朝日新聞』、一九四六年一〇月七日、第二面）。ほかにも「民主日本再建」などの言葉と接続し論じられていた（河村隆夫「国語の改革——当用漢字の整理制限について」、『サンデー毎日』、一九四七年一月一六日）。
- (13) 安田敏朗「国語審議会 迷走の六〇年」（講談社、二〇〇七年一月）。安田は同書で、国語審議会構成委員について、一九四三年五月二五日時点（幹事・書記の事務方を除く全五九人）と一九四五年九月二八日時点（同前・全四九人）とを比較し、このうち実に九割以上に及ぶ四七人が重複することを指摘している（併せて、『国語施策百年史』（文化庁、二〇〇六年一月）を参照した）。
- (14) 前掲『国語審議会 迷走の六〇年』。
- (15) たとえば折口信夫は、「こんどの運動（『現代かなづかい』を指す——引用者）はそこに気を配っているだけでも、今までの運動よりよい。」と述べている（折口信夫「最低の古典——新かなづかいと漢字制限——」、『毎日新聞』、一九四六年十一月一八日、第二面）。
- (16) 『サンデー毎日』掲載の初出本文（一九四七年一〇月二六日）および『詩と随筆』収録の初刊本文（河出書房、一九四八年五月）を校合。なお、末尾の改稿の他には、読点の移動、助詞・語句の修正等の異同があるが、論旨に影響を及ぼすものは認められなかった。
- (17) ちなみにこの後、本作が『井伏鱒二選集第七巻 牡丹の花』（筑摩書房、一九四九年七月）に収録された際には、初刊本の底本が使用されたものの、

この削除部分が復活しており、著者が再び手を入れた形跡が確認できる。この点から見ても、井伏が執着していたのがこの末尾部分であったことがわかる。

(18) これに対して、主要文芸雑誌の多くが、その後しばらくは著者の仮名遣いを優先し、新旧の仮名遣いを併用していた。また、当時の各種活字メディアを見ると、「現代かなづかい」と「当用漢字表」の普及は同時というわけではなく、まず「現代かなづかい」がいち早く導入され、その後時間をかけて「当用漢字表」の漢字に徐々に揃えられていったことがわかる。

(19) 当時、国語審議会委員を務め、表記改革の中心人物の一人であった山本有三は、「これは実際新聞社が非常に協力してくれました。それは実に涙ぐましいほど協力してくれました(…)だいたい鉛が浮いて経済になるそうです。ふりがなをつけないと紙面も五十行浮く」と語っている(「座談会 当用漢字と現代かなづかい」、「人間」、一九四七年二月)。

(20) 徳川夢声「作家と漢字・かなづかい」(「時事新報」、一九四七年八月二三日、第二面)。

(21) 徳川夢声「大家になった話」(「サンデー毎日」、一九四七年一月二六日号)。これ以外に、佐佐木信綱、平山蘆江、水原秋桜子、久米正雄などの著作も同年に掲載されているが、いずれも新仮名遣い。

(22) たとえばこの時期に発表された「鮫つり」(「日本読書新聞」、一九四七年八月六日)、「晴耕せず雨読せず」(「婦人」、一九四七年一〇月)、「転入第一日目」(「毎日新聞」、一九四七年一〇月六日)、「溪流」(「朝日新聞」、一九四七年一〇月二〇日)のほか、詩「かすみ」(「朝日評論」、一九四七年四月)等も新仮名表記で掲載された。

(23) 亀井勝一郎「文学界後記」(「文学界」、一九四七年一〇月)。

(24) 池上退蔵「紙上講座 新聞用語の話」(「新聞協会報」、一九四七年二月二九日、第四面)。

(25) たとえば、「現代かなづかい」の原案作成に携わった安藤正次は、作家たちが新表記法に対して「ちゆうちよの色を示して」おり、現状では「新か

なづかいが作家の共鳴と協力を得るにいたらない」との文章を記しているが、その表題と内容について編集部から強い要請があったことを明かしている(安藤正次「作家と新かなづかい」なぜ実行しないのか)、「朝日新聞」、一九四七年八月四日、第二面)。また、同時期に行なわれた時事新報の特集企画では、八〇名近くの作家に新表記制度に関するアンケートを実施しており、「作家の答え かなづかい大半不賛成」という集計結果を大きく報じていた(一九四七年八月三〇日、第二面)。むしろ集計される前の個別回答の中にこそ、当時の表記論議と文学との結節点があったはずで、これについては別稿にて論じたい。

(26) 相原和邦「井伏鱒二の戦後——その視点構造と情念——」(「近代文学試論」、一九八三年六月)。

※井伏鱒二の著作本文の引用は、原則として『井伏鱒二全集』(筑摩書房、一九六〇年)に拠るが、初出を使用する場合は、適宜本論で言及した。また、その他資料の引用に際しては、論旨に影響がないと判断した上で、旧字を新字に改めルビを省略した。

